

「平成30年度第1回熊本市大規模小売店舗立地協議会」議事録（要旨）

I 日 時 平成30年7月2日（月） 14：00～14：20

II 場 所 熊本市役所議会棟2階 議運・理事会室

III 委員名簿 別添協議会資料のとおり

IV 事務局 熊本市経済観光局産業部商業金融課

V 次 第

1 開会

2 議事

（審議事項）

「（仮称）APタウン田井島」の新設届出に対する本市の意見案について

「ホームプラザナフコ健軍店」の新設届出に対する本市の意見案について

（報告事項）

「えきマチ1丁目熊本」現地確認について

3 閉会

VI 協議結果概要

事務局より届出概要、住民等・学識経験者・関係各課からの意見・要望事項の提出状況、市意見案と考え方について説明し、協議を行った。

（ア）「（仮称）APタウン田井島」に対する意見について

〔事務局説明〕

- 大規模小売店舗立地法の目的及び配慮すべき指針を勘案した結果、届出に対する市の意見はなし。
- ただし、学識経験者及び関係各課の指摘内容に対する設置者の対応を踏まえ、以下3点の留意事項を付記。

(1) 騒音に関する苦情等が発生した際には、速やかに関係機関と協議の上、発生源対策を含め誠意を持って対応すること。

(2) 樹木の植栽を含む緑化については、開店後においても通行者への安全対策を十分に講じた上で、樹木の植栽を含む緑化活動の検討に努めていくこと。また、今後の計画変更後においては、条例に従い変更前と同規模の緑地が確保されるよう留意願う。

(3)本市の「大型店の立地に関するガイドライン」に沿って、一定規模未満の大型店に

対して求めている地域貢献について自治会や商工会等、地元の意見収集に積極的に取り組むこと。

〔質 疑〕

なし

〔総 括〕

本件について、市の意見はなし。

また留意事項としては本日配布しております意見案に記載の内容を設置者へ通知することといたします。

(イ)「ホームプラザナフコ健軍店」に対する意見について

〔事務局説明〕

- 大規模小売店舗立地法の目的及び配慮すべき指針を勘案した結果、届出に対する市の意見はなし。
- ただし、学識経験者及び関係各課の指摘内容に対する設置者の対応を踏まえ、以下3点の留意事項を付記。

- (1) 交通渋滞等周辺道路に影響を及ぼす状況が生じた場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
- (2) 樹木の植栽を含む緑化については、開店後においても通行者への安全対策を十分に講じた上で、樹木の植栽を含む緑化活動の検討に努めていくこと。
- (3) 本市の「大型店の立地に関するガイドライン」に沿って、一定規模未滿の大型店に対して求めている地域貢献について自治会や商工会等、地元の意見収集に積極的に取り組むこと。

〔質 疑〕

なし

〔総 括〕

本件について、市の意見はなし。

また留意事項としては本日配布しております意見案に記載の内容を設置者へ通知することといたします。

(ウ)「えきマチ1丁目熊本」現地確認に対する意見

〔事務局説明〕

- 「えきマチ1丁目熊本」については、留意事項として次の3点を通知していた。
- (1) 騒音に関する苦情等が発生した際には、速やかに関係機関と協議の上、発生源対策を含め誠意を持って対応すること。
- (2) 緑化については、既存施設の緑化部分の維持管理に努めていくこと。また、今後の熊本駅一帯の再開発においては、樹木の植栽を含む更なる緑化活動の推進が図られるよ

う留意願う。

(3) 本市の「大型店の立地に関するガイドライン」に沿って、一定規模未満の大型店に対して求めている地域貢献について自治会や商工会等、地元の意見収集に積極的に取り組むこと。

(2) の緑化について、今回の届出は在来線の高架に伴う、売り場の増床という内容でした。高架下の商業施設ということもありまして、新たな緑化というものが難しい状況でございましたので、既存の新幹線口側の壁面緑化の維持管理に努めていくこと。と通知していたところ。その部分につきましては特に問題なく維持されていることを確認しております。今後の駅周辺の再開発においては巨大な緑化施設も計画されており、その際に提出される届出において再度協議いただくこととなりますので、今回の届出に関する現地確認は一旦、完了とさせていただきます。

[質 疑]

【現地確認について】

●ここに書かれております留意事項の中の「また、今後の熊本駅一帯の再開発においては、樹木の植栽を含む更なる緑化活動の推進が図られるよう留意願う。」につきまして、先ほど事務局よりありましたとおり、周辺が大々的に新しくなるかと思うが、駅周辺を含めて整備されていくことになるかと思う。その中で樹木等の植栽も含めて検討が行われるはず。今回お願いしたいのは、こういった複合施設または駅の商業施設に関しては、一体的に実施していただきたいと考えている。点々ではなくて、面で緑化計画・都市計画の中に組み込んで考えていただければと思う。実現性は分からないが、実施できれば一括して解決できると考える。大店立地法の趣旨とは違うかもしれないが、お願いとして聞いていただきたい。(荒井委員)

→行政の方からどのような、答え方をすればよろしいか。(会長)

→駅前再開発の担当部署があると認識している。そこに確認をしていただければと考える。駅周辺一体的にそういったことが出来るのか、出来ないのか。(磯田委員)

●事務局から関係部署に照会を行うことは出来るか。

→大店立地法上では、今後予定されている施設でいうと、商業施設である駅ビルに対してしか意見を述べられない。しかし今回のご指摘は駅の商業施設に留まらず周辺一体に対する要望だと認識している。そういった部分については担当部署に確認をとりたい。

→先ほど、大規模な緑化施設が出来る予定といわれていたので、そういった部分を含め周辺一体として考えて欲しい。無理を承知で確認をいただきたい。(荒井委員)

→担当部署に対して情報収集を行いたい。(会長)

[総 括]

「えきマチ1丁目熊本」について、今回の報告を以って終了。